

令和 8 年度

盛岡市農業施策に対する意見・要望に関する本市の考え方

全市的要望事項

盛 岡 市

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
1	<p><b>1 農地集積・集約化対策の充実強化</b></p> <p>(1) 都南地域の農業者を組合員とする「農事組合法人となん」では、離農者の増加に伴い、農地の適正な利用が困難になることが予想され、単独で対応できる課題ではないので、関係機関と連携のもと、離農者と担い手を対応する体制づくりを進めること。</p> <p>また、上記課題は地域計画に盛込まれているので、地域計画の実行・実践のために予算確保や組織体制づくりも行うこと。</p> <p>(2) 農地の集積・集約により各経営体で農地の草刈り作業が間に合っていない。特に畦畔の草刈りが行われていないところが多数あり、水路が詰まってしまうところもある。畦畔も農地の一部なので、草刈りが行われるよう市として何らかの支援策を検討すること。</p>	農林部 農政課 経営支援係  農林部 農政課 農村整備係	<p>(1) 市では、農地利用の適正確保に向けて、引き続き農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約を進めることとし、農業公社や市農業委員会と連携して、離農者と担い手のマッチング体制を強化しスムーズな耕作権の移転を支援してまいります。</p> <p>地域計画の実行・実践については、令和6年度中の地域計画策定に伴う座談会を経て地域の農業課題が可視化されたことから、令和7年度以降は、これらの解決に向け、地域計画をブラッシュアップし実行・実践のために取り組んでまいります。</p> <p>(2) 担い手による草刈り作業が間に合わない場合は、農地の所有者等が地域ぐるみで草刈りを行う方法も可能です。</p> <p>市では、引き続き地域の活動組織が行う畦畔・農用地法面等の草刈り等の地域資源保全管理活動に対し、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度による支援を行ってまいります。</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
1	<p>(3) 高齢で離農する農業者が増加しており、今後、耕作放棄地の増加が懸念される。人件費や資材高騰で受け手のメリットが少ない状況下において、今後の農地の集積・集約に関して、担い手の意欲を高めるような支援策を拡充すること。</p>	農林部 農政課 経営支援係	<p>(3) 農地中間管理事業における機構集積協力金の活用により基盤整備や条件改善事業、農業機器の導入等に活用されることで、担い手の営農支援にもつながるものと考えております。</p> <p>令和8年度以降は農地集約に重点を置いた新たな国施策が展開される予定であり、市としても、これらの国の動向を踏まえつつ、担い手の意欲を高めるための必要な支援を引き続き講じてまいります。</p>
2	<p><b>2 遊休農地・所有者不明農地対策の充実強化</b></p> <p>中山間地域で高齢化・過疎化により遊休農地が増加することが見込まれる。実際、戸川地域は担い手がおらず、5年内に耕作できなくなる。中山間地域の遊休農地対策は急務と考えるが、市の展望はどのように考えているのか明確にすること。</p>	農林部 農政課 経営支援係	<p><b>2</b></p> <p>市では、国の中山間地域等直接支払交付金を活用し、傾斜等の不利条件に応じて、中山間地域等に所在する農業集落等の「耕作放棄の防止等の活動」、「水路・農道等の管理活用」、「組織体制整備のための前向きな活動」等に対して助成を実施しております。</p> <p>令和7年度時点において、当該交付金の活用は39協定（盛岡・都南地域11協定、玉山地域28協定）となっており、活用に至っている集落等においては中山間地域での農地の維持に向けた取組が展開されています。</p> <p>今後においても、引き続き、当該交付金の確実な予算確保が</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
3	<p><b>3 担い手・経営対策の充実強化</b></p> <p>(1) 2025年の最低賃金は、全都道府県で1,000円を超える、さらに政府は「2020年代中に1,500円」の目標を強調しているが、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていない。</p> <p>りんご・野菜等栽培規模が大きく、その労力を雇用に頼っている農家は、今後の経営を非常に苦慮している。燃油・肥料・農薬等の生産資材価格高騰対策については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用した支援金が支給されているが、賃金の上昇についても同様な支援を受けられるよう関係機関に要請すること。</p> <p>人件費を増額できない経営体は、雇用人数を減らすか労働時間を減らして人件費を抑えることしかできないので、雇用を守る意味でもしっかりとサポートをすること。</p>	農林部 農政課 経営支援係	<p>行われるよう国に強く要望していくとともに、当該交付金の周知を適切に実施することで中山間地域の農地の維持に向けた取組の輪が広がるよう努めてまいります。</p> <p>(1) 農業生産資材の価格高騰が続き農業経営を圧迫している中において、雇用者の賃金引上げの実施が難しい状況にあるものと認識しております。</p> <p>県においては、農業者も含めた中小企業等の賃上げの加速化を図り人材を確保するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した「物価高騰対策賃上げ支援事業」を実施しておりますことから、引き続き、同様の支援が実施されるよう関係機関に要望してまいります。</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
3	<p>(2) 農産物販売収入で人件費や資材高騰分も賄える状況が望ましい。そのため価格転嫁できる仕組みづくりの議論を加速させ早期実現するよう、生産現場の実情を踏まえて国へ要望を続けること。同時に適正価格販売を国民全体に理解してもらえる働きかけについても要望すること。</p> <p>併せて、高騰する電気・農薬・飼料・肥料代への支援、機械化促進の補助等の継続的な実施及び上限見直しなどを拡充すること。</p>	農林部 農政課 経営支援係 生産振興係	<p>(2) 国は、生産、流通、消費などの関係者間での合意の下、合理的な価格が形成されるよう食料・農業・農村基本法を改正しておりますので、市といたしましても農業者が安定的な農業所得を確保できるよう、農産物の適正な価格形成が行われる環境を整備するとともに、消費者に対しても経費に見合った適正価格の理解促進に向けた取組を進めるよう岩手県市長会を通じて要望しており、今後においても継続して要望してまいります。</p> <p>機械化促進に対する支援策につきましては、引き続き国や県の補助事業の活用を進めてまいります。また、生産資材の高騰に対する支援につきましては、農業生産資材の価格は依然として高水準が続いていることから、今後の社会情勢等の動向を注視し、状況に応じて必要な支援策を検討してまいります。</p>
	<p>(3) 新規就農や継承していくためにも補助金や農機具・資材等の購入支援や共同で使用できるようなシステムの構築が必要だと考える。若年層においては、農業へ興味を持っているものの金銭面の不安から、就農を躊躇する方もいるので、若者を引き込むためにも金銭的な援助を行うこと。</p>	農林部 農政課 経営支援係	<p>(3) 農機具・資材等の共同で使用できる仕組みの構築については、近年農業支援サービスを提供する経営体が増加していることから、このようなサービスの把握に努めてまいります。</p> <p>新規就農者への金銭的な支援につきましては、国的新規就農者育成総合対策に基づき、就農後最大3年間に年間150万円を</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
3	<p>また、就農希望者に対して、きちんと農業研修ができる研修場所・研修機会の設定を行い、それに対する補助を検討すること。</p> <p>(4) 農業者が安定的に農業生産を続けるためには、再生産可能な価格設定や新たな「所得補償政策」が必要であり、国に要望すること。</p> <p>また、国は主食用米の増産に舵を切ったが、需要よりも供給が多くなると価格が下がり経営困難となる農家が出てくるので、価格が下落した時の対策を検討すること。</p>		<p>給付する経営開始資金や、機械・施設等の導入を最大4分の3補助する経営発展支援事業を実施するほか、親元就農により経営を継承する場合においては、市独自事業である親元就農給付金により、最大2年間の年間60万円の給付により金銭面からの支援を行っているところです。</p> <p>また、就農希望者への研修については、新規就農者受入経営体に登録している農業者から作付予定作目に関する栽培技術や農業経営に関する知識を学ぶなど研修機会の構築を進めているほか、国的新規就農者育成総合対策において研修農場の整備に係る補助事業が新設されており、これらの活用支援を進め、引き続き新規就農者が安定した経営を実現できるよう努めてまいります。</p> <p>(4) 所得補償を含めた水田政策について国では、令和9年度以降、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換し、水田、畑に問わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すこととしておりますので、その動向について注視してまいりたいと思います。</p> <p>また、市長会を通じ、国に対し、米の需給及び価格の安定が</p>
		農林部 農政課 生産振興係	

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
3	<p>(5) 全国各地でパイプハウスのリース事業を展開して園芸振興につなげている事例が農業新聞等で数多く紹介されている。近年、ハウス資材の価格が高騰しており、特に就農希望者に対して初期投資を抑える仕組みを作る必要がある。</p> <p>盛岡市においても、農協等関係機関と協議を行い、リース事業を導入して担い手農家の経営支援と農業振興を図ること。</p> <p>(6) 農業の機械や設備に関する補助事業について、規模拡大が要件となっているが、農業経営を継続するために機械や設備の更新を行うものについても、補助事業の対象となるよう要件を緩和すること。</p> <p>新規就農者に限らず農業経営者をいかに守るか検討すること。</p>	農林部 農政課 経営支援係	図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの充実や、主食用米の需要が拡大するよう効果的な対策の実施について市長会を通じて国に要望しており、引き続き、需給安定の仕組みづくりを要望してまいります。
			<p>(5) パイプハウスのリース事業の展開につきましては、他自治体の先進事例を情報収集するとともに、農協との意見交換を行い、財源の確保が課題であることや需要の有無の把握、事業実施の有効性の検証が必要であることについて共有したところです。園芸振興のためには、どのような施策が効果的であるか研究するとともに、今後も農協等の関係機関と連携しながら、担い手の経営支援と農業振興のための取組を進めてまいります。</p> <p>(6) 市では独自に国等の補助事業の対象とならない単純更新や修繕の経費についても、農業経営の維持・発展を図るため支援する「地域みらい農業人材支援事業」を令和6年度から実施しているところです。当該事業は、認定農業者や集落営農組織といった担い手とされてきた農業者のみならず、兼業や家族経営</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
3	<p>と。</p> <p>(7) 米の実際の需要量と供給量に差があり、販売価格が高い状態が続いている。その対策として国は主食米の増産に踏み切ったが、需要より供給が多くなり販売価格が大幅に下がることがない範囲での増産となるよう国に要望すること。</p> <p>また、主食米増産により、転作作物（小麦・大豆・飼料用米など）が大幅に減ることのないよう交付金等の単価も現状以下に下がらないよう要望すること。</p> <p>(8) 持続可能な農業とは、人・物・金がうまく回る形でないといけない。現在、様々な問題を抱えているが、すべてを個人で解決することは困難であり、優先順位を付けて対応していくことが重要である。そして、農業で一番大切なことは、利益を上げることである。</p>	<p>農林部 農政課 生産振興係</p> <p>農林部 農政課 経営支援係</p>	<p>体などの多様な農業者も参加して地域の農地の保全・管理がされ、持続的な生産につながるものであることから、これらの多様な農業経営体の農業経営の維持も対象にした支援策であり、事業の着実な実施に努めてまいります。</p> <p>(7) 農林水産省では、2026年産の主食用米の新たな方法で算定した適正生産量を711万トンに設定する方向で検討しており、「需要に応じた生産」の考えに基づいたものとしています。補助金を含めた水田政策について国では、令和9年度以降、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換し、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すこととしておりますので、その動向について注視してまいりたいと思います。</p> <p>(8) 規模拡大に意欲的な担い手に対する支援として、国や県の補助事業があり、経営の基盤強化や所得の増大等への一定の成果をあげているところでありますので、農業者が意欲を失うことなく、持続的に経営に取り組むことができるよう、引き続き活用を進めてまいります。</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
3	<p>そのために、設備投資をして規模拡大に前向きな農業者は、補助の増加および枠を増加すること。</p> <p>また、その際には、農地拡大・施設用地の確保の手続きに数年を要し、スピード感が損なわれることがないようにすること。</p> <p>(9) 農業現場は、高齢化と担い手不足で農業従事者が減っているが、高齢農家や兼業農家は耕作農地を守る事や、集落の活動、鳥獣害の出やすい中山間の農地の管理で活躍している。一方、担い手農家や生産法人は、地域の農地を引き受け、低コスト・低価格の農産物供給や地元高齢者の雇用や農業に興味を持った人材の受け入れ等の役割がある。</p> <p>このように双方に役割があるがそれぞれ問題を抱えているので、行政において一律の補助事業をするのではなく、意欲のある農業者が未来に夢を描き農業に安心して取り組めるよう、それぞれのために政策を行うこと。</p>	農林部 農政課 経営支援係	<p>また、農地拡大・施設用地の確保に係る手続きの迅速化につきましては、所定の規程に則り、適正かつ円滑に遂行してまいります。</p> <p>(9) 認定農業者や集落営農組織といった担い手とされる農業者と、兼業や中小規模などの多様な農業者が、双方に参加して地域の農地の保全・管理がされ、持続的な生産につながるものであると認識しております。</p> <p>担い手に対する支援として、国や県の補助事業があり、また、農業経営の維持・発展を図ることを目的に担い手と多様な農業者のどちらも対象にした機械・施設等の導入、更新、修繕に係る補助事業である「地域みらい農業人材支援事業」を令和6年度から実施しているところです。意欲ある農業者が、今後も持続して農業経営に取り組むことができるよう、これら支援策の着実な実施に努めてまいります。</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
4	<p><b>4.4 鳥獣被害対策、中山間対策、基盤整備、保全管理に関すること等</b></p> <p>(1) 電気柵は鳥獣対策として極めて有効である。電気柵は耕作地と山間部の境界線となることから、耕作地に接する住宅地も野生動物の侵入から守られていると考えられるので、農業者だけが管理するのではなく、市や県からの助成や有識者等からの設置の提案等を検討すること。</p> <p>また、鳥獣害被害の拡大に伴い、地域一体型で囲んでいる電気柵は公共性が高く、電気柵の設置や維持管理に関わる費用の増加も農業経営に影響を及ぼすことから、設置費用の増額及び維持管理に係る経費についても予算措置すること。</p> <p>(2) 鳥獣被害対策として、猟友会に頼らなければならぬが、年々高齢化に伴い野生鳥獣の捕獲や駆除を担える人材が減り、増大する鳥獣被害に対応しきれなくなる。担い手を確保するため、新規加入者が狩猟免許を取得するために係る費用や、わな器具購入費の全額補助を行うこと。</p>	農林部 農政課 生産振興係	<p>(1) 有害鳥獣による農作物被害防止対策として、電気柵は非常に有効とされており、特に地域単位による取組により効果が高まるものであることから、本市では機会を捉えて電気柵設置に係る補助事業の周知や電気柵の設置・導入に関する説明会を開催し、電気柵の普及促進に取り組んでおります。今後におきましても、より多くの方に地域単位での防除に取り組んでいただけるよう、チラシの配布等による周知の徹底や助言等を行ってまいります。</p> <p>(2) 獣猟免許取得費補助については、担い手確保につながるよう、制度の見直し等を検討してまいります。捕獲の担い手の課題につきましては、活動の負担軽減や担い手の確保が必要であると認識しております。対策といたしましては、捕獲従事者の負担軽減のため、ＩＣＴの活用や電気柵設置の普及促進、ま</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方				
4	<p>(3) 獣害駆除について、狩猟免許を持った方々に見回りや駆除を頼んでいるが、近年ニホンジカが増え、カモシカと繁殖エリアが被っていることでニホンジカの駆除が後回しになり、りんごやブルーベリーの新芽や米の食害等の被害が出ているので、カモシカについても早急に頭数確認を行い、一部エリアだけでも一時的に駆除の対象動物にできなか検討すること。</p> <p>(4) 経営地周辺の他人所有の山林に住みついているカラス等について、鳥獣害被害を受けているので防除したいが、市ではこれまでに鳥害対策等を行った実績があるか情報提供すること</p>	農林部 農政課 生産振興係	た、担い手確保のため、狩猟免許取得への補助や新規狩猟免許取得者向けの交流会を開催しております。 また、市の有害対策事業で使用するわな等の資材については、各実施隊に貸与しております。今後におきましても、実施隊が円滑に活動できるよう、引き続き捕獲に要する資材の確保に努めてまいります。	農林部 農政課 生産振興係	(3) カモシカは国の特別天然記念物に指定されており、原則として捕獲や駆除は禁じられています。農作物被害などがある場合は、防護柵の設置や追い払いが基本的な対策になるものと考えております。なお、侵入防止策として電気柵を設置される場合は、補助制度がありますので、市にご相談ください。	農林部 農政課 生産振興係	(4) 盛岡地域におけるカラス等鳥類につきましては、農作物への被害防止の観点から、岩手中央農協が盛岡獣友会に委託している「農作物有害鳥類対策事業」に要する経費に対し100万円の

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
4	<p>と。</p> <p>(5) 災害等での農地の破損以外の畦畔の崩れ等について、復旧費用の補助を拡大すること。</p>	<p>農林部 農政課 農村整備係</p>	<p>補助を行い、被害防止活動に対する支援の強化を図っております。</p> <p>なお、玉山地域においても獣友会に対して補助を行い、有害鳥類の銃器による捕獲及び被害防止のための巡回指導を実施しております。</p> <p>(5) 畦畔の崩壊等の農地災害に関する補助事業は、被害の程度により、国庫補助事業と市単独補助事業に分類されます。原則、畦畔が損壊しても水張りができる場合は、補助対象にならないが、被害状況によっては、畦畔の安定度を回復するために必要な最小限度の復旧を行うことが認められる場合があります。</p> <p>なお、補助率については、国庫補助事業の場合、補助率は一般災害で約80%、激甚災害で約95%となります。市単独補助事業の場合、63%となります。激甚災害に指定された場合、補助率の嵩上げを行うことがあります。今後も激甚災害が発生した場合は、速やかに補助率の嵩上を行うなど、被災者の支援に努めてまいります。</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
	<p>(6) 農地所有者の高齢化に伴い、地域の年2回の堰上げや草刈り作業が成り立たなくなってきた。そのため耕作放棄地が急激に増加している印象を受ける。市街地の近くにもクマが出没する危険性もあり、草刈り等農地の管理が必要である。農地所有者や農業者だけではなく、非農業者が草刈り作業に参入しやすいよう情報提供すること。</p>	農林部 農政課 農村整備係	<p>(6) 市では、地域の農家等で構成する活動組織が行う水路の泥上げや畦畔・農用地法面等の草刈り等の地域資源保全管理活動に対し、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度による支援を行っています。活動には非農業者も参加できますので、活動組織に対し、非農業者の積極的な参加について働きかけてまいります。</p>
	<p>(7) 都市農業対策について、現在のまま無策で進んでいくと、農村は消滅してしまう。誰でも居住可能な村のエリアの設定（調整区域、農振地域）を緩和して移住居住希望者を柔軟に受け入れるように変更すること。</p>	農林部 農政課 農政企画係	<p>(7) 市は、農用地区域を適切に設定することで優良な農地を確保し、また、市街地調整区域の設定により市街化を抑制することで、農業施策と都市計画の両面から農地利用を支える必要があるものと考えております。</p> <p>一方、人口減少や少子高齢化の進行等により、集落におけるコミュニティの維持や地域活力の低下などの課題があることも認識しておりますことから、都市と農林の施策を連携させながら、農林業の担い手の居住確保や、既存集落の維持などについて、地域の実情を踏まえ取り組んでまいります。</p>
5	<p><b>5 その他農業振興対策</b></p> <p>(1) 令和6年産米の価格がこのまま維持されていければ、この</p>	農林部	<p>(1) 米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対する</p>

# 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
5	先も経営が継続できる。農地の利用集積も担い手が農地を引き受けるにしても生産者の経営状況が良くなければ進まない。国に対して適正米価を提言するよう要望すること。	農政課 生産振興係	セーフティネットの充実や、主食用米の需要が拡大するよう効果的な対策の実施について市長会を通じて国に要望しており、引き続き、需給安定の仕組みづくりを要望してまいります。
	(2) 外来性植物（アレチウリ、オオブタクサ、ガガイモ、ワルナスピ）等の雑草が繁茂し耕作できない畑がある。畑周辺の法面や用水路周辺も同様なので、駆除するための機械のレンタルや除草剤を支給すること。	農林部 農政課 農村整備係	(2) 市では、地域の活動組織が行う畦畔・農用地法面等の草刈り等の地域資源保全管理活動に対し、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度による支援を行っています。これらの制度のなかで活動組織が行う遊休農地発生防止のための除草等に係る経費については、交付金の交付対象として認められています。 なお、市による機械のレンタル費の補助は行っておりませんので、御了承ください。
	(3) 農地等の災害復旧について、規模によっては原状回復までしかできない復旧もあり、同じ災害が繰り返し発生する恐れがあり不安である。そのような農地は条件不利地として耕作されなくなり、いずれ耕作放棄地に結びつくので、一律に原状回復ではなく要望に応じて専門家の意見等を参考に改修工	農林部 農政課 農村整備係	(3) 農地等の災害復旧事業は、被災した農地等を「原形に復旧すること」また、「原形に復旧することが不可能な場合において、従前の効用を復旧するために必要な施設をすること」と定義されており、同様の災害で再度被災しないよう施設の効用を回復するための改良復旧も認められています。

## 全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
5	事に格上げできるよう検討すること。		今後も災害が発生した場合は、県や土地改良事業団体連合会等へ相談しながら適切な復旧工法を検討してまいります。